

# JIS

## 在宅用床ずれ防止用具－ 第 2 部：静止形交換マットレス

JIS T 9256-2 : 2016

(JASPA/JSA)

平成 28 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	井上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	長田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	倉片 憲 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	鷺坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	中川 昭 夫	神戸学院大学
	二瓶 美 里	東京大学
	根村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	畠中 順 子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	平野 澄 子	主婦連合会
	藤本 浩 志	早稲田大学
	古屋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	三浦 晃 史	公益社団法人日本介護福祉士会
	森川 美 和	公益財団法人共用品推進機構
	山際 淳	日本生活協同組合連合会
	山澤 貴	日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.4.20 改正：平成 28.4.20

官 報 公 示：平成 28.4.20

原 案 作 成 者：日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び各部の名称	2
4.1 種類	2
4.2 各部の名称	2
5 リスクマネジメントによる設計	2
6 外観及び構造	2
6.1 外観	2
6.2 構造	2
7 性能	3
7.1 静止形マットレスの体圧低減の性能	3
7.2 耐久性能	3
8 材料	3
9 寸法	3
9.1 寸法の許容差	3
9.2 寸法の測定	3
10 試験方法	4
10.1 測定条件及び試料の調整	4
10.2 静止形マットレスの体圧低減性能の測定方法	4
10.3 耐久性試験方法	9
11 表示	9
12 取扱説明書	10
附属書 A (参考) 設計における配慮事項	11
解 説	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 9256-2:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS T 9256** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS T 9256-1** 第 1 部：マットレスの種類

**JIS T 9256-2** 第 2 部：静止形交換マットレス

**JIS T 9256-3** 第 3 部：圧切替形マットレス

# 在宅用床ずれ防止用具— 第2部：静止形交換マットレス

## Pressure distribution mattress for home use— Part 2: Replace static types

### 1 適用範囲

この規格は、在宅で介護を目的として使用する、床ずれ防止用具の一つである静止形マットレスのうち静止形交換マットレス（以下、静止形マットレスという。）について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS T 0102 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

JIS T 9256-1 在宅用床ずれ防止用具—第1部：マットレスの種類

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS T 0102 及び JIS T 9256-1 によるほか、次による。

#### 3.1

##### 調整機能付き静止形マットレス

静止形マットレスのうち、内圧を調整・制御することが可能であるもの。

#### 3.2

##### 静止形体圧低減の性能

マットレスと身体との接触面積を増加させることによって、身体による荷重を分散させて、体圧を低減させる性能。

#### 3.3

##### 静止形測定用の加圧子

静止形体圧低減の性能を評価するための測定用ジグをいい、平面の基板に凸球面を取り付けた形状で、凸球面を下にして試料のマットレス上に置き、おもりを載せて使用する。

#### 3.4

##### 過荷重時静止形体圧低減の評価値

静止形体圧低減の性能を評価するための指標で、静止形測定用の加圧子を含む負荷質量 23 kg を印加し